

(1)「利害関係を有するもの」とは、実施機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び議会）が行う事務事業によって、自己の権利や利益などに直接影響を受け、又は受けるおそれのある個人又は法人その他の団体をいいます。利害関係を有するかの判断は、下記の基準をもとに事案ごとに行いますので、事前にお問合せください。

- ①区が行う公法行為又は私法行為により、自己の権利・利益に影響を受け、又は影響を受けるおそれがある場合
- ②区の施設の利用者が、当該施設の利用に関して自己の権利・利益に影響を受け、又は影響を受けるおそれがある場合
- ③区内に土地又は建物を有しているものが、区の都市計画、施設建設、道路工事等により、当該土地又は建物に影響を受け、又は影響を受けるおそれがある場合
- ④隣接区に居住し、区が実施する事業により生活上の影響を受け、又は影響を受けるおそれがある場合

(具体例)

- ・区と契約締結した区外事業者が、当該契約内容に関する情報公開請求を行う場合（入札に参加しただけでは利害関係を有するとは認められません）
- ・区立の学校、保育所等に子どもを通学、通園させている保護者が当該施設運営に関する情報公開請求を行う場合
- ・区が実施する事業により居住環境に直接影響を受けている隣接区の住民が情報公開請求を行う場合

(2)「利害関係を有するもの」における情報公開請求は、いずれも利害関係が認められる範囲の内容に限られます。